



気管支喘息の治療で通われている方へ



～特定疾患療養管理料について～

みなさまは、お会計の際に領収書とセットでもらう「診療明細書」をご覧になったことはありますか？
その中には初診料、再診料、処方せん料など、診療の明細が記載されています。喘息の治療で通われている場合「特定疾患療養管理料」と記載されるものをお支払いいただくことがあります。今回は、特定疾患療養管理料とは何かについてお話したいと思います。

これは厚生労働省が定める疾患(特定疾患)を主病とする患者様に対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上必要な管理を行った場合に月2回に限り算定されます。

◇対象となる特定疾患

喘息、喘息発作重積状態、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎および十二指腸炎、肝疾患(経過が慢性なものに限る)、思春期早発症、甲状腺障害、処置後甲状腺機能低下症、糖尿病、高血圧性疾患、不整脈、心不全など

★上記の疾患だけでなく、他にも様々な病気が特定疾患とされています。

◇特定疾患療養管理料◇月2回

診療所		225点
病院 (入院患者以外)	100床未満	147点
	100床以上200床未満	87点
	200床以上	算定されません



★このように、特定疾患療養管理料は医療施設の種類や規模により異なります。

★当院では225点が算定されます。

◇当院での負担金額



年齢	負担金
3歳以上6歳未満(2割負担)	450円
6歳以上(3割負担)	680円

3歳未満のお子さまは、当院では医療行為の種類にかかわらず小児科外来診療料として1日につき一定の料金が定められていますので、特定疾患療養管理料は算定されません。

特定疾患療養管理料は、初診日または退院した日から1ヶ月を経過した日以降に算定されます。ただし、特定疾患ではない他の病気で1ヶ月以上前から受診されていた場合は、新たに特定疾患が主病となったその日から算定されます。

特定疾患は、風邪や下痢など短期で治る病気と違い、長期にわたる治療や生活習慣の管理指導が必要です。特定疾患療養管理料とは、特定疾患を主病とする患者様について、医師が計画的に療養上の管理を行うことを評価したものとご理解ください。

いよいよ夏本番ですね。規則正しい生活を心がけ、十分な栄養と睡眠で夏バテを予防しましょう。

また、こまめに水分と塩分を補給し、熱中症に気をつけましょう。

